

2019年度 決算公告

2019年度（2020年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	272,704	保 険 契 約 準 備 金	7,779,920
現 金	0	支 払 備 金	20,037
預 貯 金	272,704	責 任 準 備 金	7,759,882
金 銭 の 信 託	1,004,788	再 保 險 借	589,384
有 価 証 券	7,427,849	そ の 他 負 債	220,591
国 債	513,178	債券貸借取引受入担保金	106,792
地 方 債	36,725	未 払 法 人 税 等	14
社 債	949,151	未 払 金	15,370
外 国 証 券	4,660,588	未 払 費 用	8,436
そ の 他 の 証 券	1,268,205	預 り 金	73
有 形 固 定 資 産	343	預 り 保 証 金	8,095
建 物	88	金 融 派 生 商 品	75,746
リ ー ス 資 産	75	金融商品等受入担保金	754
その他の有形固定資産	178	リ ー ス 債 務	78
無 形 固 定 資 産	9,266	仮 受 金	5,230
ソ フ ト ウ ェ ア	9,265	価 格 変 動 準 備 金	25,337
その他の無形固定資産	0	繰 延 税 金 負 債	78,942
再 保 險 貸	58,251	負 債 の 部 合 計	8,694,175
そ の 他 資 産	173,970	（ 純 資 産 の 部 ）	
未 収 金	53,568	資 本 金	117,500
前 払 費 用	649	資 本 剰 余 金	67,500
未 収 収 益	41,980	資 本 準 備 金	67,500
預 託 金	46,629	利 益 剰 余 金	△ 135,006
先物取引差入証拠金	4,054	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 135,006
先物取引差金勘定	690	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 135,006
金 融 派 生 商 品	20,562	株 主 資 本 合 計	49,993
金融商品等差入担保金	4,827	その他の有価証券評価差額金	202,994
仮 払 金	627	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	202,994
そ の 他 の 資 産	380	純 資 産 の 部 合 計	252,987
貸 倒 引 当 金	△ 11		
資 産 の 部 合 計	8,947,162	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,947,162

(貸借対照表の注記)

- 1 有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、次のとおりであります。

- ①売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。
- ②責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）については移動平均法による償却原価法（定額法）によっております。
- ③その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得原価をもって貸借対照表価額としております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 2 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。
保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。なお、小区分は次のとおり設定しております。

- ①個人保険・個人年金保険（円貨建）
- ②個人保険・個人年金保険（米ドル建）
- ③個人保険・個人年金保険（ニュージーランドドル建）

ただし、一部保険種類・保険契約を除く。

(追加情報)

当事業年度より、個人保険・個人年金保険（豪ドル建）の小区分で保有していた責任準備金対応債券をその他有価証券に振り替え、当該小区分を廃止しております。これは、豪ドル金利の大幅かつ急速な低下に伴い、当該小区分の責任準備金対応債券の保有比率に関わる経済環境の前提に大きな変化が生じたことから、リスク管理方針に従い、その他有価証券に振り替えることとしたものです。

この変更により、振り替え時点において、有価証券のうち社債が 5,493百万円、有価証券のうち外国証券が 198,713百万円、その他有価証券評価差額が 147,029百万円、繰延税金負債が 57,177百万円増加しております。

なお、この変更による損益への影響はありません。

- 3 デリバティブ取引（金銭の信託内において実施しているデリバティブ取引を含む）の評価は時価法によっております。

- 4 有形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。

- ①有形固定資産（リース資産を除く。）
定率法によっております。ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物付属設備を除く。）については定額法によっております。なお、有形固定資産のうち取得価額が 10万円以上 20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
- ②リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

- 5 無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。

- 6 外貨建資産および負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額として処理し、それ以外の差額を為替差損益として処理しております。

- 7 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた金額を計上しております。また、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- 8 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した金額を計上しております。

- 9 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

- 10 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

- 11 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険契約の持つ負債特性を考慮し、長期にわたる年金や保険金・給付金を安定的に支払うことを主眼として、ALM（Asset Liability Management：資産・負債総合管理）に基づく確定利付資産（公社債等）を中心とした運用を行っております。また、変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減や債券に係る為替リスクのヘッジ等を目的として、デリバティブ取引（為替予約取引、通貨先物取引、株価指数先物取引、債券先物取引等）を利用しております。なお、主な金融商品として、有価証券およびデリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、資産運用に関する方針および市場リスク管理に関する社規等に従い、負債に対応した中長期的な運用を行うものとし、ポジション状況および運用方針との整合性を確認し、VaR（バリュー・アット・リスク）により予想損失額を測定するなどの管理を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、資産運用に関する方針および信用リスク管理に関する社規等に従い、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するための与信枠を設定し、個別取引ごとに事前の審査および事後のフォローを実施するとともに、VaRにより予想損失額を測定するなど信用リスクの把握・分析を行っております。

変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減を目的とするデリバティブ取引に関しては、最低保証リスクに対する取組みの方針および社規等に従い、ヘッジの有効性を検証し、デリバティブ取引から生じる日々の損益を管理するとともに、最低保証リスクの軽減状況、VaRによる予想損失額の測定等を定期的に行っております。

全社的なリスクの状況については、リスク管理所管を通じ、定期的に取り締役会等に報告しております。

金融商品に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	272,704	272,704	-
(2) 金銭の信託	1,004,788	1,004,788	-
(3) 有価証券	7,427,849	7,626,893	199,043
① 売買目的有価証券	1,096,144	1,096,144	-
② 責任準備金対応債券	3,178,684	3,377,727	199,043
③ その他有価証券	3,153,020	3,153,020	-
資 産 計	8,705,342	8,904,386	199,043
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	Δ 55,184	Δ 55,184	-
デリバティブ取引計	Δ 55,184	Δ 55,184	-

（注）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については「Δ」を付して表示しております。

金融商品の時価の算定方法は、次のとおりであります。

- ①現金及び預貯金
預貯金はすべて満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ②金銭の信託
有価証券は「③有価証券」に記載のとおりであります。また、デリバティブ取引は「④デリバティブ取引」に記載のとおりであります。
- ③有価証券
債券は取引所等の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。
- ④デリバティブ取引
為替予約取引の時価については、決算日の先物相場を使用しており、通貨スワップ取引、金利スワップ取引およびクレジット・デフォルト・スワップ取引の時価については、割引現在価値法により算定した価額によっております。トータル・リターン・スワップの時価については、決算日の参照指数により算定した価額によっております。先物取引等の市場取引の時価については、取引所における最終価格によっております。

- 1 2 有形固定資産の減価償却累計額は、620百万円であります。
- 1 3 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、233,597百万円であります。
- 1 4 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の金額は 1,105,501百万円であります。なお、負債の金額も同額であります。
- 1 5 関係会社に対する金銭債権の総額は 38百万円であります。
- 1 6 繰延税金資産の総額は、71,479百万円、繰延税金負債の総額は、79,139百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、71,282百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 17,774百万円、繰越欠損金 46,037百万円です。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は 46,037百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は 25,245百万円です。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 78,942百万円です。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、当期純損失の計上によるものです。

税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※)	-	-	46,037	46,037
評価性引当額	-	-	△ 46,037	△ 46,037
繰延税金資産	-	-	-	-

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- 1 7 当事業年度における法定実効税率は 28.00%であり、法人税等の負担率は △0.01%であります。その差異の主な内訳は、評価性引当額 △27.98%であります。
- 1 8 担保に供されている資産の金額は、有価証券 207,503百万円です。また、担保付き債務の金額は 106,792百万円です。
- 1 9 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、再保険取引の担保として受け入れている有価証券であり、当事業年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 96,088百万円であり、再担保に差し入れているものはありません。
- 2 0 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 159百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 658,821百万円です。
- 2 1 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は 11,332百万円です。なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。
- 2 2 1株当たりの純資産額は 136,750,033円92銭です。
- 2 3 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は 59,063百万円です。

2019年度 { 2019年4月1日から
2020年3月31日まで } 損益計算書

(単位：百万円)

科 目						金 額
経常収益						2,065,016
保険料等収入						1,355,434
再保険収入						1,166,253
資産運用収入						189,180
利息及び配当金等収入						247,673
預貯金利息・配当金						176,815
有価証券の他の利息配当金						896
有価証券の他の証券売却益						175,641
有価証券の他の証券償還益						277
有価証券の他の運用収益						70,758
その他の経常収益						97
責任準備金戻入額						1
その他の経常収益						461,908
経常費用						461,890
保険金等支払金						17
保年給解その再						2,159,510
責任準備金等繰入額						1,600,355
支払準備金繰入額						87,429
資産運用費用						549,018
支払利息						93,920
支金銭の信託運用損						231,279
売却目的有価証券運用損						5,901
有価証券の他の証券売却損						632,806
有価証券の他の証券償還損						338
有価証券の他の証券運用費用						338
有価証券の他の証券運用費用						486,908
有価証券の他の証券運用費用						5
有価証券の他の証券運用費用						19,149
有価証券の他の証券運用費用						4,694
有価証券の他の証券運用費用						642
有価証券の他の証券運用費用						2,266
有価証券の他の証券運用費用						33,515
有価証券の他の証券運用費用						396,926
有価証券の他の証券運用費用						6
有価証券の他の証券運用費用						703
有価証券の他の証券運用費用						28,998
有価証券の他の証券運用費用						61,382
有価証券の他の証券運用費用						10,524
有価証券の他の証券運用費用						8,209
有価証券の他の証券運用費用						2,314
有価証券の他の証券運用費用						0
経常損失						94,493
特別損失						5,563
固定資産等処分損						28
価格変動準備金繰入額						5,535
税法引前当期純損						100,057
法人税及び税金等						14
法人税						14
当期純損						100,072

(損益計算書の注記)

- 1 関係会社との取引による費用の総額は 515百万円であります。
- 2 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 1,571百万円、外国証券 69,187百万円であります。
- 3 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 23百万円、外国証券 619百万円であります。
- 4 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 10百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は 362,739百万円であります。
- 5 売買目的有価証券運用損の主な内訳は、売却損 4,694百万円であります。
- 6 金銭の信託運用損には、評価損が 18,271百万円含まれております。
- 7 金融派生商品費用には、評価損が 40,637百万円含まれております。
- 8 1株当たり当期純損失の金額は 54,093,017円46銭であります。
- 9 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 12,449百万円を含んでおります。
- 10 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 14,014百万円を含んでおります。